定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年三月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月二十四日

群馬県前橋市本町二丁目二番一五号

株式会社ホテル白井屋

代表取締役　関根　武雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年三月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月二十四日

高知県高知市鴨部一丁目一九番三五号

株式会社高知県中央青果市場

代表取締役　楠瀬　義広

合併につき株券等提出公告

当社は、東邦コンピューターサービス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年二月二十四日

福島県福島市飯坂町平野字桜田三番地四

東邦情報システム株式会社

代表取締役　斎藤　春生

限定承認公告

本籍徳島県鳴門市撫養町黒崎字宮津六一番地、最後の住所徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜五二七番地一ダイアパレス鳴門二〇二号

被相続人　亡　林　悟

右被相続人は平成二十五年八月五日死亡し、その包括受遺者は平成二十六年一月二十日徳島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内におし出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月二十四日

徳島県板野郡板野町唐園字香殿ノ北五番地

相続財産管理人　行政書士　多田　令修

株式交換公告

当社（甲）は、三州ガス株式会社（乙、住所愛知県西尾市花ノ木町五丁目二六番地）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）平成二十五年十二月二十四日付中部経済新聞三頁

（乙）平成二十五年十二月二十四日付官報（号外第二八〇号）九十四頁

平成二十六年二月二十四日

名古屋市熱田区桜田町二〇番一八号

ヤマサ總業株式会社

代表取締役　髙田　哲良

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十六年二月十四日開催の通常総会において、出資一口の金額を二万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

平成二十六年二月二十四日

宮崎県延岡市熊野江町三八番地

熊野江中村組生産森林組合

理事　中野　金生

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を三千六百万円減少し、百十四億六千九百七十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年三月二十五日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十月二十一日

掲載頁　八十九頁（号外第二二七号）

平成二十六年二月二十四日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル九階

Starhill Global REIT One特定目的会社

取締役　森田　威

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千六百万円減少し八十五億三千三百七十万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/0039.html

平成二十六年二月二十四日

東京都千代田区内神田二丁目二番六号五階

あすな会計事務所内

特定目的会社ドリーム・ロジスティクス・ファンド　取締役　中垣　光博

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000320/ag74/

平成二十六年二月二十四日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

目白ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を百億円減少し十一億一千八百五十万円として、発行済優先出資総口数二十二万二千三百七十口に対して金五万円をもって二万二千三百七十口に有償消却することとしました。消却する優先出資の口数は二十万口、消却の方法は強制有償消却とし、消却に要する額は、百億円です。効力発生日は平成二十六年三月二十六日であり、臨時社員総会の決議は平成二十六年二月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月五日

掲載頁　六十三頁（号外第七十四号）

平成二十六年二月二十四日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京共同会計事務所内

特定目的会社湘南辻堂インベストメント

取締役　荒川　真司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は優先資本金の額を百億円減少し十一億一千八百五十万円として、発行済優先出資総口数二十二万二千三百七十口を一口に対して金五万円をもって二万二千三百七十口に有償消却することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年三月二十六日までに当社にご提出ください。なお、期日までに提出されない優先出資証券は無効となります。

平成二十六年二月二十四日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京共同会計事務所内

特定目的会社湘南辻堂インベストメント

取締役　荒川　真司

正　誤

ページ	段	行	誤	正
六	上	終りから一四	前号	ロ
一二	下	〃 二	第43条の3の24第6項	第43条の3の24第6項
二〇	〃	〃 一五～一四	第四十三条の三の三十第一項	第四十三条の三の三十第三項
五一	上	終りから一〇	別表三	別表第三
五三	下	五	原動機	原動力
五六	〃	一五	「第十二号」に	「第十二号」に、
〃	〃	終りから一一	第十三条の四第一項中	第十三条の四中
七二	下	終りから一九	行なう	行う
〃	〃	〃 二一		

（原子力規制委員会規則第十六号（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則）の一部）

（原稿誤り）

原子力規制委員会規則第二十六号（核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則）の一部

（原稿誤り）

同日（同号外）原子力規制委員会規則第二十号

第百三十八条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十四日付第三六号九　六ページ●同日付政府調達第三四号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）